

## 第3回南丹市行政改革推進委員会 会議録

日 時	平成23年10月5日（水） 10時00分～12時00分
場 所	南丹市国際交流会館 第1・2研修室
出席者	<b>【委員】</b> ＜出席＞ 的場信樹委員、四方宏治委員、廣野一道委員、芦田美子委員、 久世富美子委員、米山政郎委員、小林義博委員、徳見晃委員 ＜欠席＞ なし <b>【事務局】</b> 伊藤泰行（企画政策部長）、梶本泰広（企画調整課長）、湯浅睦子、 中川佳則、寺井正和（以上、企画調整課）

会議の内容は下記のとおりです。

### 1. 開会

定刻になりましたので始めさせていただきます。

めっきり涼しくなりまして、また天気も崩れるようですが、皆様方におかれましては公私大変お忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第3回 南丹市行政改革推進委員会 会議を開会いたします。

本日は第3回目の会議ということで、事務局より事前に会議資料については送付をいたしております。資料といたしましては「第2次南丹市行政改革大綱（素案）」と「参考資料」の2点でございます。お手元の資料をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本日も事務局といたしまして、企画政策部企画調整課 課長の梶本、課長補佐の湯浅、係長の中川、主任の寺井が出席をさせていただいております。そして私、部長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 2. 会長挨拶

本日はお忙しい中ご参集をいただきありがとうございます。

前回のこの委員会は台風が直撃するかということでしたけれども、一月たつてずいぶん季節が変わってまいりました。この委員会も3回目ということで、いよいよ、素案も送っていただいて、皆さんもいろいろお考えの方もいらっしゃると思いますので、審議においても、活発な意見が出るのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

### 3. 審議

(事務局)

それでは、レジュメにしたがいまして、審議のほうに移らせていただきますが、事前に送付いたしておりました参考資料について、前回の補足資料ということで、概要の説明としてさせていただきます、引き続き本日の審議事項である1) 第2次南丹市行政改革大綱(素案)について、資料の内容について事務局よりご説明申し上げます。

**(◆事務局より「参考資料」概要説明)**

**(◆事務局より「第2次南丹市行政改革大綱(素案)」概要説明)**

(事務局)

以上、事務局からの説明は以上でございます。参考資料、審議資料については委員の皆様方のご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

なお、審議の司会進行につきましては、南丹市行政改革推進委員会条例第5条の規定により、的場会長様にお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは配布資料をご説明いただいたのですが、まず、最初に参考資料、素案についてご質問があればございますでしょうか。意見は後ほど伺いいたします。

(委員)

素案のほうが全ての提言となるのでしょうか。もっと内容が詳しくなるのでしょうか。これだけでは肉のない骨だけの内容のようで心配なのですが。

(事務局)

今時点では肉付けできてない部分がたくさんありますが、今日ご意見を頂戴する中で肉付けしていきたいと考えております。

(委員)

結局これが全てですか。新たな資料等が大幅に加わるのですか。ほぼこのままですか。

(事務局)

提言としましては、新たに内容を肉付けし、提言にさせていただきたいと思っております。

(委員)

まだ肉付けする部分はたくさんあるということですか。

(事務局)

ご意見を頂戴する中で、内容を反映していきたいと考えています。

(委員)

意見がなければ内容はこのままですか。

(事務局)

このままではおっしゃられるとおり少し枝葉だけの内容かと思っておりますので、もう少し熟度をあげることが必要かと認識しております。

(司会：会長)

他には何かご質問等ございますでしょうか。

(委員)

大綱とはそもそも幹、骨だと思うのでこんなものかと思います。計画の中で、抽象的な大綱をどう実現していくかを盛り込むべきだと私は思います。計画面では大綱の実現に向けていくものだと思います。

(司会：会長)

他には何か資料等でご質問等ございますでしょうか。

(委員)

資料3の財政分析表について詳細を説明いただければ。

(事務局)

7項目ございますので、1項目ずつ説明させていただきます。

財政力は南丹市の場合は0.37です。こちらの指数は、1.0あった場合、自前の財源で行政活動を行えるというような指数でして、1.0あれば自前で行政活動がまかなえるというものです。南丹市の場合、自前で行政活動できる数字が10割としたら、南丹市の場合は3割強しかなく、税収等の財政力は低いものとされています。類似団体と比べましても平均は0.45ですので、それよりも低めとなっております。財政力指数については税収が指数を示す主な数値となるのですが、税収を激増させるのはかなり厳しい状況ですので、財政力指数を上げるのはなかなか困難な課題となっております。

財政構造の弾力性については経常収支比率という指数が上がっておりますが、南丹市の場合93.5%ですが、これは支出における固定経費の割合を示したものです。人件費や公債費、施設の管理費等、経常的な経費、固定的な経費がどれだけ占めているのかの指標です。南丹市の場合は9割以上が固定経費となっております。この指数を低下させようと思うと借金の軽減や人件費の削減、施設維持管理費の削減等で改善される指標となっております。

人件費、物件費の状況です。こちらは消費的な経費の決算額を示したものです。先ほど申し上げた経常経費とも重なる部分も多くあります。なお、物件費には臨時職員の賃金等も含まれております。こちらも人口一人当たりの経費が南丹市は161,911円と類似団体より多くなっております。

給与水準(国との比較)はラスパイレス指数というもので示されております。こちらは国家公務員を100とした場合、南丹市の職員の給与水準について指標化したものです。南丹市の場合は90.0でして、国家公務員の給料より1割低く、9割の給与水準であることを示しております。類似団体平均と比べましても、低い水準であり、唯一類似団体より数値が上回っております。

将来負担の状況については、将来負担比率という指数が上がっております。市の負債総額と財政規模を比べたものです。こちらは特別会計や第3セクター、地方公社の借金

も含まれております。南丹市の場合は185.5%でして、かなり高い数値でございます。類似団体と比較しても、京都府下においてもかなりの高い数値となっております。

公債費負担の状況については、実質公債費比率という指数が上がっております。こちらは負債総額と財政規模を比べたものです。こちらも南丹市は20.4%と借金の割合が高い状況です。こちらも類似団体と比較しても、京都府下においてもかなりの高い数値となっております。

定員管理の状況については、人口千人あたりの職員数を示したものです。こちらも合併して職員数が肥大化しており、類似団体は10人を切っておりますが、南丹市は11.42人であり、人口のわりに職員数が多いというような状況を示したものとなっております。

以上、簡単ですがそれぞれの指標についての説明を終わらせていただきます。

(議会：会長)

ご説明ありがとうございました。特にデータを見てみますと、将来負担の状況や公債費負担の状況が厳しい状況がでていますね。

(委員)

将来負担の状況ですが、今後南丹浄化センターが京都府から移管されるとか、農業公社への繰出金等の問題など、財政構造の関係でも考えていかないと、将来負担の比率は下がってこないと思います。十分に庁内でも検討いただきたいと思います。

他保険料等の徴収率の関係ですが、低くなっているのが全国的な問題、傾向ですが南丹市の保険料等の徴収率等はどのような状況ですか。

(事務局)

南丹浄化センターの関係ですが旧園部町と旧八木町、二つの町で流域下水道事業として下水道施設を整備し、京都府に事業をやってもらっていたのですが、南丹市になったので市で施設管理しなさいよということで、合併特例で10年間は京都府で管理してもらっているわけですが、全国的な協議会の中でも引き続き府に管理いただくよう要望は行っております。将来的には、京都府から引き継がなくてはならないとは思いますが、南丹市としては現時点では財政的にも、人的にも大きな負担となることは確実です。

(事務局)

保険料等の関係ですが、現年度のみ資料から見ますと合併当時と比べますと全体的に若干下がっているような状況です。

(事務局)

農業公社の関係が出てきたのですけれども、合併後引き継いだ第3セクターについては経営診断として、民間の方に委託して行っております。昨年度から行っておりまして、本年度どういう方向にするべきかという結果を踏まえて、株式会社化したほうがいいのか、極端に言えばやめた方がいいとかの結果を精査しております。今年度末には一定成果がでてきますので、現在、農業公社も含めて行っているような状況です。

(議長：会長)

事務局からも、行政改革の項目にも関連の深い情報提供いただいたように思います。

それでは具体的に審議の方に入っていきたいと思います。委員会としてどのように大綱づくりをしていくのかのイメージの一致ができるようにしたほうがいいのかと考えておりますので、私のほうから少し考えのほうを述べさせていただきます。

やはり第2次行政改革大綱ということですので、第1次行政改革大綱から何を引きついで、何を発展させていくのかということが内容的には必要かと思えます。それで、私のほうで準備しました2枚の資料ですが、第1次大綱の第1節から第4節までの抜粋ですが、何ができて、何ができなかったのかということで、第2次大綱のほうの文言についてもチェックすべきではないかという提案があったと思います。それを受けまして、第1次大綱の4つの柱、基本事項があるのですけれども、その中身について、中項目になるのですが事業を分類していただいたものがあります。この中項目についてできているのか、できていないのか、あるいは別の言い方をしますと第2次大綱で引き続き残して、これからも追及していかななくてはならない課題が残っている場合や、基本的目標を達成したのでここに掲載しなくてもよいものと仕分けをしておく必要があると思えます。この点に関しては、第1回だったと思うのですが、「行政改革の取り組み状況について」ということで推進計画に基づく点検評価だったと思うのですが、資料⑤としていただいております。目次がありましてそれぞれ中項目に分類されており、どれだけ達成したかを示していただいております。

210の事項をあげていただき、5つの分類に仕分けいただいております。また、別資料では、基本事項として「ひと、もの、かね、市民」の分類でそれぞれ実施状況について、実数値、実数、進捗率を数字で表しております。基本的なデータについてはいただいているわけですが、大綱の構成としましては、やはり申しましたとおり第1次大綱で提起された課題でできていること、できていないことを比較して、できていないところについては必要であれば今後も引き続き追求すべきであると指摘する必要があると思えますし、その中でも特に重要な問題については、そういうかたちでの指摘が必要かと思えます。事務局から提起していただいた素案を拝見しておりますと、どうしても提起しておかなくてはならない問題というかたちで、書かれているとは思いますが、中間段階での第1次大綱からの引継ぎ、その部分が反映されておりませんので、この委員会、委員の皆さんがどう評価するのかということに関わってきておりますので、今日はできればその点を中心に議論を進めたいと思います。議論の進め方としては私の提案は以上ですが、委員の皆さん、何か意見ございますでしょうか。

(委員)

2つ質問があります。1つはここは行政改革ですよ。財政改革の委員会はあるのですか。南丹市の行政だけでなく、財政改革についての委員会はあるのですか。

(事務局)

財政改革と申しますか、こういう行政改革も含めての話になるとは思いますが、たとえば、予算の組み方で、新たな予算の組み方というのを大綱の方で決めていただいて、一般財源という自由に使えるお金は限られておりますので、それを各部局に枠配分をして各部局で予算を組み立てていくような新たな手法は取り入れております。関連はしてくると思いますが、財政のみの委員会というのは内部では予算の関係では部長等の委員会はあるのですが、外部では財政に限ってというものはございません。

(委員)

前の第1次大綱においては、委員会で提言だけ行って、毎年この進捗状況をチェックするような会議はなかったのですか。この5年間の間には。提言だけして終わりだったのででしょうか。お互いに委員が大綱の進捗について意見交換するような機会はなかったのでしょうか。

(事務局)

この委員会自体が大綱をつくっていただく、提言をいただくという趣旨で当初から設置していた関係で、私もこの4月から担当になったのですが、当初は大綱をつくるまでで、その後は議論をする場はなかったように思います。ただ、以前からもおっしゃっていただいておりますように、やはり議論してつくったものですので、毎年毎年確認していくというご意見もいただいておりますので、少し内部でも検討をいたします。今は大綱をつくっていただく委員会となっておりますが、今後も確認いただく委員会にする方法もあるかと思えます。理事者も含めて検討していきたいと思えます。委員さんの皆様からすれば、つくって終わりではなしに、後も確認したいご意向があると思えますのでまた検討したいと思えます。

(委員)

是非、メンバーはともかくとして、組織としてつくっていただけるとありがたいと思えます。

(議長：会長)

1つめの質問ですが、行政改革は広い意味で、財政改革も含めて行政改革なのだと答えておいていいのではないかと思います。

(委員)

今の委員長のおっしゃったことに対してなのですが、第1次大綱の総括と申しますか、第2章なのですけれども1節から4節までありますよね。例えば節別に、4項目ごとに来たこと、できなかったことを書くのも一つの方法だと思います。要するにできないことも書くと、できないことの方が次に引き継いでいかなければならないわけですから、できたことより、できなかったことを書くほうが意味があると思えますので、一定の成果を得ることができたということではなしに、節別に書いたらどうかと思えます。できたこと、で

きなかったこと、特にできなかったこと、次に引き継いでいかなければならないことを書く。それが私たち委員の責任でもあると思います。なぜこの第3章が、第2次の大綱につなげていくのかということ。

(議長：会長)

私も発言のありましたようなやり方もいいのではないかと思います。重要なのは、やはり基本的な事項の内容で引き続き追求しなければならない事項については、きっちりと事項名で記載をしておくことができおれば、細かい評価に関しては必要ではないのではないかと思います。

(委員)

会長に紹介いただいた取り組み状況の資料で、5項目ほど大綱の目指すべき指標が書いてあるのですが、これに数値目標がないのでしょうか。役所的にいうとやった、やらなかったというのがあるだけで最終的な目標が何であるのかわからない。たとえば悪いかもしれないませんが今の節電とか、電力でいうと100%いってしまうと電力が落ちるわけですよ。役所で言うと夕張市を出して申し訳ないのですが破綻していく訳ですね。破綻を回避するため、究極はそこではないかと思うのですよね。今の公債費比率でいくと近い将来破綻するのは見えてるわけで、それを回避するというのはきついかも思えないですけども、わかりやすい目標かなと思います。個別のやった、やらないよりも、もう一つ上の数値目標は必要ないのかなと思います。項目だけでは抽象的過ぎて、具体的な数値で見える指標があってもいいのかなと思います。役所は、個別の部署になると項目を立てて取り組んだ、取り組んでいない、達成した、達成していないだけが目標になってしまって、役所の目指す目標がぼやけるんですね。

(委員)

行政改革プランの詳細計画の進捗率は具体的ですね。

(委員)

私のイメージでは、先ほど配られたレーダーチャートで定義はよくわからないのですが、公債費負担の状況なんかは年々悪化して、今は22、23%まできているのかと思うのですが、起債制限比率は25%超えると制限がかかりますよね。同じようなものなのですか。25%を超えると確か夕張市26%で破綻したと思いますが、破綻が目の前に来ているのかという感じがするのですが。そのところを教えていただきたいのですが。

(事務局)

本日の資料に計算式が出ておりますが、その計算式の中に準元利償還金というものが出ているかと思うのですが、結局、普通会計でなしに下水道や特別会計で返している借金も自治体の借金なので、その部分を加味したもので、起債制限比率から実質公債費比率という指標に変わっております。標準財政規模というのが分母にあるのですが、普通交付税の関係とかで最近数値の変動が激しいので、指標が見込みより高くなったり低くなったりしています。ただ3年平均ですので変動はあまりないのですが、財政サイドとしても将来

を見込むのは難しいものと思われます。特徴的なものとして、土地開発公社の関係とかで、昔、公共用地を先行取得して、将来にわたる公共事業をより有利にしようという制度があつてたくさん土地を購入したのですが、バブルがはじけて、その後国からは早く土地を整理しなさいよというようなことで、隠れ借金、表に出ていない借金もあつて厳しい状況です。

(委員)

一部事務組合の負担金、船井衛管や南丹病院などは決算上、財政資料のどこに数値が含まれているのですか。

(事務局)

金額的な部分については、確か船井衛管が約6億円、南丹病院が約5億円、中部広域消防が約5億円ぐらいだったかと思うのですが、一部事務組合は市町村の負担金によって運営されておりますので、数値的には経常的な経費、固定経費として負担金は含まれますので経常収支比率に影響しています。細かい話になりますが、一部事務組合の負債についても、実質公債費比率、将来負担比率にも構成団体分として含まれています。逆に交付税措置分も南丹市の交付税として入ってきております。

(委員)

私が言いたいのは、例えば南丹病院については市長が組合の代表者ですよ。自らが団体の中身を改革していかないと負担金が減ってこないということにもなりますので、関連性のある組織については、昔1市8町で運営していましたが、今どこの自治体も財政難の折から、負担金を受け取る団体も汗をかかないと、一部事務組合の負担金も負担となると思いますので、予算編成のときにも影響してくると思います。

(事務局)

ただいまの件ですが、9月議会や新聞にもでていましたが、報酬の部分がどうかという意見もあつたのですが、1市8町の当時は全ての9団体がまとまったほうが広域的で効率がいいとかいうのがあつたわけです。今は2市1町と少なくなっている状況であります。市の方からも一部事務組合の議会に議員にでていただいてやっておられますので、その決定に沿ってやっていきたいということです。

京丹後市は6町が合併して消防を市の一つの部署になっておるような例もありますが、またそれぞれの一部事務組合で議論されることと思います。

(事務局)

先ほど〇〇委員様からご質問のあつた 実質公債費比率、将来負担比率についてですが直近の数値を申し上げますと、先月9月22日に報道のありました新聞資料で言いますと実質公債費比率が20.2%、将来負担比率167.3%と若干、改善をいたしております。夕張市が18年度に破綻し、こういった判断指標が設けられたわけですが、南丹市においてはまだまだ危険ゾーンに入っておる状況にはなっておりません。ただ府下25団体中実質公債費比率が1位、将来負担比率が3位と厳しい状況には変わりはありません。

以上、補足の説明とさせていただきます。

(事務局)

補足をいたします。財政指標、公債費の比率等、南丹市は悪いのですが、社会資本整備は他団体と比べてどうなのかという議論はあまりないのですが、下水道、道路の整備率はこの広域な市域としてはかなりよいほうだと考えております。財政的には先に社会資本整備を済ませているので、当然借金が残っているのが財政指標が悪いということですので、また未整備の部分があれば今後も借金は増える可能性もありますので、その部分については十分ご承知いただきたいと思います。

(議長：会長)

伺っていますと、公債費負担、将来にわたっての負担の問題に関していうと厳しい状況に間違いはないのですけれども、市としては今直ちに破綻するというようなことが想定されるという事態ではないと、ただこれだけ公債費負担が大きくなりますと、新しい事業を起こすとか、複雑化し多様化する市民のニーズに応えるための必要な事業ができなくなるような面が大きな問題として南丹市の場合は指摘されるということ。一方では財政規律を強めていかななくてはならないし、もう一方では他に複雑化し多様化する市民のニーズに応じていかななくてはならないという点でどう克服していくのか。数値をきっちりとして財政の問題として見ていかななくてはならないことです。毎年きっちりと計画的に改善させていくことが必要であると同時に、やはり政策判断といいますか、どこにどういう財源を向けていくのか、どこを削っていくのかという検討が必要だと。この委員会も基本的にはそのような議論をしているのだらうと思います。徳見委員のほうから質問のあった事項は、まさにそういう具体的な案件で、何が必要か、どういうことが求められているのかを確認いただいたのだと思います。本日だけでなく、委員の方から指摘させていただいている問題は全て中項目に含まれている問題ですので、こちらに立ち返って、4つの基本項目について何ができているのか、何が課題となっているのか我々は議論したいと思います。全てで中項目は36項目ありますが、それぞれの項目についてどうなのかを一つ一つチェックするのがいいかどうか、可能なかどうか等ご意見を伺って、進めていきたいと考えています。進め方、議論の仕方のところ意見がございましたら。

(委員)

基本項目4項目や中項目36項目は、いってみれば南丹市全体の行政施策全てが入っているわけですから、委員会の限られた時間の中で評価すること自体は不可能ではないかと私は思います。第2次行政改革大綱の中味のあるものにしようと思うとやはり委員会として骨子がしっかりしているのがいいかどうかをみるのが大事であり、事項の評価が目的ではないと思います。そのあたりは行政本体に委ねるとか、チェックする体制や公開体制を提言して委員会の担保は必要かと思えます。取り組み結果の評価作業は無理であって、行政から評価いただいた参考資料をいただくのがいいと思います。評価した根拠等の情報をいただいて議論の参考にできればと思います。行政改革の評価は公表されておられるの

ですか。

(事務局)

ホームページで公表しております。

(委員)

様式は第1回にいただいたものですか。

(事務局)

「南丹市行政改革推進計画に関する進捗状況について」と「南丹市経営改革プラン詳細計画」の二つがございます。詳細な資料はホームページで公開しております。

(委員)

以前にホームページで見たことがあります。

(議長：会長)

進捗状況の資料があれば議論がしやすくなりますね。

(委員)

〇〇委員も〇〇委員さんも言われておりましたが、第2章は簡素にするところではないと思います。できたこと、できなかったことを書くべきで、事務局に書いていただいて、委員が見て意見を言わせていただきたいと。2次大綱なので時間はかけてられないと思います。

(委員)

どのように書くかのイメージはできないのですけれども、ある程度1次の成果と評価を記述しないと、2次大綱も絵に書いたもちになると思います。全てを評価すること課題は書けないにしても、何らかの形で評価、成果、課題は盛り込んでいただきたいと思います。

(委員)

1次大綱の最後のページに、常にチェックしていくような図が載っているのですが、機能したのでしょうか。見直し、検証だとか書いてありますが、行政の中だけでやられるのではなく、第三者機関が入ってやるべきだと思います。やはりチェックが機能していくことが重要だと思います。

(議長：会長)

PDCA サイクルということになると思いますけれども、本当にサイクルを実現していくためには、やはり数値目標をきちっと立てていかないと実現は難しいと思います。

それでは、大体委員の方のご意見は何らかの評価が必要だと、4つの基本項目がありますのでできなかった課題等を記述していく形になるのではないかと思います。どのように進め方ていくのかということですが、事務局の方で資料を作って提案いただいて改めて委員会で検討していきたいと思います。事務局としての作業の実現の可能性はいかがですか。

(事務局)

ご意見をいただきましたとおり、皆様のご意見の評価なり、できたこと、できていないことの検証もしていきたいと思います。特にできていないことについては、当然、残っていく部分になると思いますし、また一次大綱にはない新たな課題もあると思います。そのあたり事務局で精査させていただいて、文章化なり、資料等も作成してわかりやすい形で整理させていただいて、再度ご意見を頂戴できたらなと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(委員)

事務局からまた資料を出していただきたいと思います。

(議長：会長)

ホームページにアップされているという事ですが、推進計画の進捗状況はどこで作られたのでしょうか。

(事務局)

状況は各担当課より集めまして、まとめましたのは企画調整課です。

(議長：会長)

数字を持ってされておられるとしましても、その意味についてどう読み取るのかということが重要化と思います。一つでも意味のあるものがありますし。データなり効果、何が重要なのか、優先順位のわかるものをお示しいただけたらと思います。1つの方向性はでしたが、追加で何かご意見ありましたら。

(委員)

職員の定年延長について、これから5年後、全国の趨勢になるかと思います。民間のほとんどはやっていますから。これは新しい問題であり、避けて通れないので、全国の最先端事例として今の財政状況でやる必要かどうかはわかりませんが、そういう文言は入れるべきかと思いますが。

(事務局)

たまたまなのですが9月30日に人事院勧告というのがありまして、国家公務員と地方公務員とを民間の給料とを比較して勧告するものですが、その中でも定年制延長は少し触れられた部分もあります。今後、方向としてはそういうふうになるのかと思います。従来ですと人事院勧告を尊重するかたちで給与改定を行っています。最近では減額改定が多いのですが、今後、議論としては出てくる問題かと考えています。

(議長：会長)

全国的な趨勢と地域の実情、事情を両方加味して考えないといけないと思います。何か今のご提案についてご意見ございますか。

(委員)

今のご意見と逆の発想かと思いますが、合併論議では支所制度がおおむね10年という事で決まっていたと思います。あと5年先には支所制度は、理事者の判断にもよりますが、どのように支所制度を運用していくかということも、定年延長や人口1000人当

りの職員数の問題も含めて、この5年間の間に出てくると思います。具体的に数値をどんどん明らかにしていかないと、とてもではないが支所のあり方も含め、市民との乖離がはなはだしくなると思います。〇〇委員の言われたとおり、幹の部分は私の個人的な考え方では、その部分も含めての議論が必要かと思います。最終的には理事者の判断になると思います。今大綱を出せば5年間の話になりますし、定年延長や職員数の削減も入ってくると思います。また事務局からできる限り数値を挙げていただけたらと思います

(議長：会長)

支所制度は住民サービスという問題と地域の住民意識との関係で一番大きな焦点の一つではないかと第1次大綱を背景に考えたのですが、今、議会では議論はされていますか。

(事務局)

議会では、一般質問等で将来的にということでは質問はありますが、今のところ具体的には煮詰まっていないと思います。理事者の思いも今の時点では明言されておりません。ただ、おっしゃられるようにおおむね10年という話もあったのは事実ですし、遅かれ早かれ議論は当然出てくるものと思います。経費的な面からいえば、コンパクトに集めた方が人件費を含めていいのですが、一方では地域特有の事情がありますし、理事者の判断なり、議会との調整が出てくるのかと思います。

(事務局)

支所の存続については、「おおむね10年が望ましい。」という書き方でした。「望ましい」というはっきりした表現ではないのですが、合併協議については新市において協議結果を尊重するというのも議決もされておりますのでその部分をどうしていくのか。南丹市の今の支所のやり方が総合支所方式ということで、全ての分野をそれぞれの支所でできますというやり方です。例として京丹後市と大きく違うのは、分庁方式ということで分野ごとに庁舎を置いています。南丹市においては人員削減においては難しい部分が出てくるかと思っています。議会の方でも具体的な議論は出てきておりませんが、しかし、おおむね10年が5年後にきますのでまもなく議論が出てくるのかと思います。

(議長：会長)

今までは第1次大綱の総括のような話でしたが、これからは話となりますと新しい分野、コンセプトについても議論が必要かと思いますが。今までにも出していただいておりますけれども、追加といいますか今まで出てきた問題、出てきていない問題についてご意見がございましたら。いかがでしょうか。

(委員)

私は大綱はこんなものなのかなと思ってまして、細かい部分ではいろいろありますが。私が思っているのは実施計画ですね、次の。大綱というのはいわばいくつか山があつてどの山に登ろうと、あっち向いて行こうというものであつて、その山に行くためにどのようにしていくかというのが実施計画であつて、そこが重要かと思います。私たち一応任期1年で12月に大綱は提言すると、それはそれでいいのですが、その後のすぐしなければい

けない実施計画づくりには是非参加させていただきたいし、実現に向けてどうやっていくのかということ計画に盛り込んでいくべきだと思いますし、支所の問題なども具体的な提言も併せてしていきたいと考えています。施策ややり方、手法が計画の最初にあって、それからフォローだと思ふのですよ。目標を立てて、年ごとにチェックして、それはその次の話であって必要なことだとは思いますが、次の実施計画を引き続き作っていくことが大綱の実現に向けて何をやるのかということが大切だと思いますし、その部分が1次大綱で抜けていたのかと思います。どのような新しいことをやるのか。例えば、そのことが一番大事だと思いますし、実施計画を作っていきたいですし、引き続き関わりわりをもっていきたいと思ふます。

(議長：会長)

実施計画で策定について今、明らかになっていることがありましたら事務局から報告いただけますでしょうか。

(事務局)

大綱の提言、答申をいただいてから市としての判断をして大綱という形になります。そのことに基づいて、事業や施策を計画していかななくてはならないと思っております。おっしゃっておられる実施計画の策定までについては、ある程度計画に対しての意見を頂戴できるのかどうか等は内容について検討させていただきたいと思ふます。従来ですと実施計画の作成は各部局での、大綱に基づいての計画になりますし、職員間で作っていくものかと思ふます。大綱というものは非常に漠然としているというか、大きな方向性を示すものですので、それに具体的な部分をどうするかは大切な部分かと思ふますので、どうかたちで委員さんに入ってもらうかはまた内部で検討したいと思ふます。

(議長：会長)

行政改革大綱づくりというものは行政のチェックという面がありますので、チェックする役割と計画する役割は当然、別のものと考えますが、先ほどから議論のある大綱の進捗状況については、この委員会である程度責任を持つべきかと思ふます。

(委員)

24ページの推進体制ですが、第1次と同じですが、この部分は変えてもらいたいと思ふますが。

(委員)

第三者機関への報告というのはできていたのでしょうか。

(事務局)

第三者機関というのは実際にはできていなかったように思ふます。実態は書いたとおりに申し分ないですができておりません。公表は行っておりますが、結果については第三者機関に委ねていないと思ふます。

(委員)

毎年度、確実にやっていくというチェックシステムがないわけですね。不可解な部分がありますが、本来すべきことができてなかったわけですね。

(委員)

それなりにしかるべきことはやらないと。決めることだけ決めて5年間そのまま終わる可能性もありますので。

(委員)

21年度までに約6割が実施されたと報告をいただいているのですが、具体的にはこれができる、できていないというのはあるのでしょうか。ある程度あるのかと思うのですが、わかれば提示いただきたいと思います。

細かい部分で言うと情報化に対して、高齢者は対応できていないことも多いと思いますし、行政支援員のような制度がアイデアとしてあればなと思いますが。

(委員)

それは協働の部分にも含まれるべき部分かと思います。

(事務局)

ホームページでは出てくるのですが、ホームページのない方もいらっしゃるかと思いますが、ただホームページでなしに紙ベースで市民の方皆さんに情報提供すると膨大な量になりますので現実的には無理かなと思います。CATVでもdボタンを押せば天気予報とかが見られるように改良を考えておりますので、それができればテレビでも情報収集が可能になるかと思います。行政支援員については、今のところ地域については、高齢化の進んでいる、人口減少の進んでいる限界集落というところで始めさせていただこうと考えております。支所がなくなった場合の問題も、十分議論していく中で、考えていく必要が当然あるかと思います。市民との協働という部分では、市民の自由提案、課題提案型の事業も昨年度から行っております。今年については前期で20団体、後期で7団体を昨日審査会で可と認め、取り組んでおります。

(委員)

1次大綱の中で、推進体制は市民及び行政が協働してとか第三者機関に報告してとかあるのですが、実施計画を策定することについて市民との協働とか、要するに市役所だけで作らないということを明記していただきたい。

(委員)

22ページの計画の体系の中に、実施計画や数値目標、行程表を作ることが明記されておりますので、ここに入れていただければ。

(委員)

細かい数値は全然必要はないとは思いますが、目標とする数値、例えば今日いただいた参考資料などの7つの指標は財政面で健全化すべき、非常に大切な基本数値だとも思いますので、第1次での評価をしていただいて、第2次の目標値、レベルを盛り込んでいただけたらと思います。たどり着くべき物差しがいるなと改めて感じております。できるなら

ば、考えてもらいたいのですが。

(議長：会長)

行動としては目標があって、目標に近づくために4つの基本事項があると。目標というところで、指標が、数値が必要であると。

(委員)

民間企業では必ずやります。利益目標と財政構造とかを。この二つが両輪ですので、必ず書きます。自己資本比率をどれだけもっていくとか、利益がこれだけいるとか、無駄がこれだけあるとか大きな目標値を掲げて、実際の実施計画、3ヵ年計画などで変える。ローリングして1年ごとにチェックする。達成できたことはいい結果なのでもっと使っていく、逆は悪化を防ぐという行動に移っていくわけです。行動としては行政もまったく一緒だと思いますので。

(議長：会長)

健全な財政基盤の資料の提示にも関わってくるのですが、本文できっちりと記述することも重要かと思しますので、何か方法がないか検討いただきたいと思います。

何かご意見他にございますか。そろそろ時間が参りましたので。それでは第3回の委員会をこれで終了したいと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。活発なご審議、ご発言をいただきました件については、また第4回のほうで事務局より資料として提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。それではレジュメのその他に移らせていただきます。一点事務局より報告がございます。

(事務局)

事前にいただきました文書で日程調整をさせていただきますして、11月16日(水)午前10時に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは事務局からは以上でございますが、最後に何か委員さんからなにかございましたら。

(委員)

次回の内容はどのようなのでしょうか。

(事務局)

今日、出していただきましたご意見を反映できる部分については反映させていただくなり、あと数値目標について具体的なものが出せるかどうかですが、財政指標の動きなりの一覧が出せればと考えております。

(委員)

答申との関係はどうなりますか。

(事務局)

回数的には4回程度とっておりますが、進捗状況に応じて回数も増やす必要があるのかと考えております。これで委員の皆様が答申としていいのであれば、その時点で市長に答申いただくことになると思います。絶対4回で終わりとかいう思いではありませんが、当初に回数は申しておりますが、進捗状況に応じてと考えておりますしご協力いただきたいと考えております。

(委員)

委員の皆さんはどう思われているのか。私は次回提示されて、協議させていただいて、それに意見を盛り込んだかたちでの答申でいいのかなと思っておりますが、皆さんはいかがですか。

(委員)

ご提案の内容はそのようなことだと思いますし、事前にお送りいただけるということで、まったくこのままでということはたぶんないと思うので、文言を追加なり、修正していただければ答申でかまいませんよということになれば、それが答申になるのかと思います。よろしいでしょうか。他にご意見は。

(委員)

一つお願いがあるのですが南丹市行政改革実施計画というのがあるのですが、資料をいただくことは可能ですか。

(事務局)

ホームページにも載っておりますがまた事前資料としてお送りいたします。

そうしましたら本日の会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、ありがとうございました。